

食品関連事業者の方へ！

2015年4月
スタート！
食品表示法

新しい食品表示への 切り替えはお済みですか？

2020年3月31日で加工食品及び添加物の
経過措置期間が終了します！！

経過措置期間が過ぎた旧表示の商品は、販売することができません！

☑ 加工食品及び添加物は、 次の確認をお願いします！！

☐ 原材料と添加物を明確に区分していますか。

添加物は、「添加物」の事項欄を設けるか、「／」等の記号や改行によって区分して表示していますか。

☐ 全てのアレルギーを適切に表示していますか。

アレルギーは省略せず全て表示していますか。
個別表示の場合は、原材料の後に「〇〇を含む」、添加物の後に「〇〇由来」と表示し、一括表示の場合は、原材料名欄及び添加物欄の最後にまとめて、「一部に〇〇・△△を含む」と、含まれる全てのアレルギーを表示していますか。

☐ 栄養成分表示を適切に表示していますか。

「熱量」、「たんぱく質」、「脂質」、「炭水化物」、「食塩相当量(ナトリウムを食塩相当量に換算)」の5項目を表示していますか。
※ 小規模事業者に該当する等、栄養成分表示を省略できる場合があります。

☐ 製造所(または加工所)を適切に表示していますか。

製造所(または加工所)の所在地及び製造者(または加工者)の氏名または名称を表示していますか。
※ 製造所固有記号は、原則使用することができません。同一製品を2以上の製造所で製造している場合のみ、新制度によって取得した製造所固有記号を使用することができます。

※ 2017年9月から、原料原産地の表示ルールも
変更になっています。



©2015秋田県
んだっちゃんH290134